

陳 情 文 書 表

(令和7年12月2日)

受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名	陳情第171号（7. 11. 21） 土地譲渡契約書等に基づき、王子陸上競技場等建物解体工事に関する説明会の開催を神戸市が関西学院に直ちに要請することを求める陳情
陳 情 の 要 旨	1. 土地譲渡契約書第10条6や、環境省の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン等に基づき、神戸市は関学に対して住民説明会の開催を直ちに要請すること。
陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名	神戸市灘区 堀 口 清 志
送 付 委 員 会	都市交通委員会

神戸市議会議長 様

2025年11月21日

陳情者

住所 神戸市灘区

名前 堀口 清志



土地譲渡契約書等に基づき、王子陸上競技場等建物解体工事に関する説明会の開催を
神戸市が関西学院に直ちに要請することを求める陳情

【陳情趣旨】

11月17日から王子陸上競技場等建物の解体工事が始まりました。この工事に関して関西学院（以下、関学）は住民の説明会開催の強い要望に背を向け、看板の設置と近隣自治会長等への個別訪問、近隣自治会掲示板への1枚のお知らせのみで説明責任を果たしたとしているのです。

しかもたった3ページの「資料」での個別説明です。最も関心の高い石綿除去については「法令を遵守し、完全養生を行い作業しますので場外に飛散しないように作業を行います。」とだけ書いてありますが、詳細な作業工程、施工計画、石綿飛散防止対策等の説明は全くありません。

土地譲渡契約書第10条3に「工事の着手前に、工程表及び施工計画等の資料を市に提出し、その内容について協議を行わなければならない」とあり、さらに、王子公園再整備にかかる大学設置・運営事業者公募要項では「公募対象地の使用に当たっては、近隣住民と協調関係を保ち、近隣に迷惑を及ぼさないよう努めるとともに、事業の運営に必要な対策を実施してください」とあります。神戸市は関学と協議しながら解体工事を始めているはずですが、住民との協調関係を大事にした説明会は行われないままです。神戸市は関学に住民説明会の開催を要請してください。

また王子キャンパス開設に携わる関学担当者との懇談の中で、驚くべき内容が語されました。2023年12月に基本協定が締結されて以来、優先交渉権者のコンセプトやイメージが広く紹介されてきましたが、それはその当時のイメージであって、現在は具体的なキャンパスの内容が全く決まっておらず、基本協定締結からまる2年もたつのに未だに継続検討中ということです。

10月10日の本会議で久元市長は次のように答弁しています。「大学キャンパスにおきましても、公園と一体となった広場や園路などを整備し、グラウンドレベルを開放するほか、カフェやレストラン、図書館などを一部開放する提案となっておりまして、市民の憩いの場としても十分に機能するものと考えております。」しかしこの市長答弁は実態とはかけ離れています。

王子キャンパスの学部も含め施設全体が具体的でない現状の中で、関学当局がそのことを解体工事の説明会ができない理由としているのです。よって、以下の事柄について陳情します。

【陳情項目】

王子キャンパスの設置学部・学科をはじめ各施設の具体的な内容が全く決まらない中で住民説明会も開催せず、建物等解体工事だけが強行実施されました。土地譲渡契約書第10条6「周辺住民に対して施行計画及び工事の事前説明を実施しなければならない」、環境省の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン「工事全般について説明会を開催する予定の場合は、(略)必ず石綿飛散防止対策に関する事項について説明を行ってください」等に基づき、神戸市は関学に対して住民説明会の開催を直ちに要請してください。

土地譲渡契約書等に基づき、王子陸上競技場等建物解体工事に関する説明会の開催を
神戸市が関西学院に直ちに要請することを求める陳情

陳情第171号

都市局

陳 情 要 旨 等	
陳情者	神戸市灘区 堀口 清志
陳情要旨	<p>【陳情第 171 号】 土地譲渡契約書第10条6 や、環境省の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン等に基づき、神戸市は関学に対して住民説明会の開催を直ちに要請すること。</p>
陳 情 に 対 す る 神 戸 市 の 考 え 方	
<p>関西学院の新キャンパス計画の概要については、これまで優先交渉権者の決定時や、基本協定締結時に示しており、現在、関西学院にて計画の詳細について検討が進められているところです。</p> <p>関西学院が行う工事については、法令を遵守するとともに、土地譲渡契約に基づき、周辺住民への事前説明を行うよう本市から求めており、令和7年9月に灘区の15の連合自治会で構成される行政連絡会において、関西学院と共に、園路の一部通行止めや、既存施設等の撤去工事について説明を実施しております。特に、王子公園に近接する5自治会に対しては、関西学院による既存施設等の解体工事の実施にあたり、ガイドラインに基づき、石綿の除去も含めた具体的な作業手順等を示した施工計画の事前説明を行うとともに、住民の方への周知方法等について、節目節目での相談を行ったうえで、各自治会への工事案内資料の回覧や掲示などで対応しております。</p> <p>また、近隣住民以外の公園利用者に対しても、現地での工事案内看板の設置や本市のホームページでも広く周知しているほか、他の自治会や住民の方から問い合わせ等があった場合にも、関西学院が個別に説明の機会を設けるなどしております。現在、関西学院は解体工事に関する必要な説明を実施しているものと考えています。</p>	